

インフルエンザと診断された場合は主治医に記入して頂き、登校時にこの用紙を持たせてください

飯田 OIDE 長姫高等学校（全日制）
【Tel 22-7117(代表) 38-7121(全日制保健室)】

保護者 様

学校保健安全法により、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となっています。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「登校許可証」を提出してください。この用紙は、医療機関に記入していただいでください。

*この用紙でなくても主治医のところで発行される登校許可証でもかまいません。

登校許可証

飯田 O I D E 長姫高等学校 _____年 _____組 氏名_____

1 病名 : _____

2 登校停止期間 : _____月 _____日 ~ _____月 _____日

上記の生徒は、欠席・加療の結果、登校しても差し支えないので、登校を許可します。
(備考)

飯田 O I D E 長姫高等学校長 様

平成 _____年 _____月 _____日

医師氏名 _____ 印